

北海学園大学大学院 経営学研究科同門会 会則

○第1章 総 則

第1条 本会は、「北海学園大学大学院 経営学研究科同門会」と称する。

第2条 本会は会則第4章に定める会員資格があり、本会に賛同する者によって組織する。

第3条 本会は必要に応じ支部を置くことができる。

○第2章 目 的

第4条 本会は会員相互の親睦の向上を図るとともに、学術の向上、及び母校の充実、発展に寄与することを目的とする。

○第3章 事 業

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 北海学園大学への支援及び連携と協力の推進
2. 交流会及び講演会等の開催
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業活動

○第4章 会 員 資 格

第6条 本会は、次に掲げるものに会員資格を与える。

- (1) 北海学園大学経営学研究科を修了した者
- (2) 北海学園大学経営学研究科に在籍している大学院生
- (3) 北海学園大学経営学研究科に在籍したことのある者
- (4) 本会の目的に賛同し協賛する者で役員会が認めた者(「協賛会員」という。)

第7条 第6条の他、北海学園大学経営学研究科への入学を予定している者を「準会員」とする。

第8条 第6条の他、本学の現教職員及び旧教職員を「客員会員」とする。

第9条 第6条の他、会長が認めた者を「特別会員」とする。

○第5章 役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 会長：1名
2. 会計：1名
3. 会計監査：1名
4. 幹事：修了期と同数
5. 事務局：若干名

第11条 役員は第6条の会員から選出する。

第12条 会長は総会において選出する。会長は本会を総理する。

第13条 会計は会員の中から会長が任命する。会計は会長が任命した本会会計に関する一切を処理する。

第 14 条 会計監査は会員の中から総会において選出する。会計監査は会計に関する事項を監査する。

第 15 条 幹事は修了期の代表者をもって任命する。幹事は会長の命により会務に参画し、円滑な運営の任にあたる。

第 16 条 事務局は記録等の事務処理をする。

第 17 条 役員の任期は 2 年とし重任を妨げない。

第 18 条 役員その他、客員会員の中から会長が推薦し、役員会の決議を経て委嘱した者を顧問とする。顧問は本会運営等に関し相談に与り意見を述べる。

○第 6 章 会 議

第 19 条 本会の会議は次のとおりとし、会長が招集し議長となる。

1. 総会
2. 臨時総会
3. 役員会

第 20 条 総会は年 1 回開催し、会計並びに事業の報告その他の必要事項を審議する。

第 21 条 臨時総会は緊急に必要な場合開催する。

第 22 条 総会の議決は出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第 23 条 役員会は必要に応じ開催する。

○第 7 章 会 計

第 24 条 本会の会計は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 25 条 本会の資金は次のとおりとする。

1. 寄付金
2. その他の収入

○第 8 章 補 則

第 26 条 本会則の改正は、総会において出席会員の過半数の賛成を必要とする。

附 則

1. 本会則は平成 20 年 7 月 19 日より施行する。